

鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、住み慣れた地域において、高齢者、障がい児・者及び児童等の誰もが集い、多様なサービスや活動で支え合う拠点作りを支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、別表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第1欄に定める区分ごとに、補助事業の実施に必要な同表第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表第4欄に定める額を限度額のいずれか低い額以下とする。なお、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、同一事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。ただし、明らかに対象経費の重複が認められない場合については、この限りでない。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

5 別表第2欄に掲げる者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、それぞれ1回限りとする。

6 別表第2欄に掲げる者が、過去5年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反がある場合又は社会通念上不適切な運営状況と認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、その者に対し補助金を交付しないことができる。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とす

る。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額及び2割を超える減額を伴う変更
- (2) 重大な内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産処分の承認)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 別表の補助事業を行うために、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
区分	内容				
共生サービス型	高齢者、障がい児・者及び児童のうち、少なくとも二者以上を対象として、各種事業を複合的に組み合わせた拠点を整備するもの	高齢者、障がい者、児童に関する事業所を運営する民間団体	10 / 10	100万円	第1欄に掲げる事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、備品購入費（ただし、15万円未満の備品とする。）
事業所併設型	介護保険等各種制度によるサービス事業所に、高齢者、障がい児・者、児童など対象者を限定せず集える拠点を整備するもの				

※人件費（報酬、給料、共済費）については、補助対象経費は総事業費の1/2以内とする。

※高齢者関係の事業所の場合は、補助対象経費は工事請負費のみ（修繕費を含む。）とする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業計画（報告）書

（団体名： ）

共生ホーム名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 共生サービス型 <input type="checkbox"/> 事業所併設型
対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者全般 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施地区	
実施体制	
事業実施期間	
事業内容	<p>※実施回数、参加人数、実施内容等の具体的な取組内容を記載してください。</p>
期待される効果	<p>※地域課題、ニーズを踏まえた具体的な効果を記載してください。</p>
県内発注	<p>※工事請負費について、県内発注が困難である場合はその理由を記載してください。</p>

他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、その補助金名、事業内容、当該補助金に係る問合せ先を記載してください。

消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

活動実績

※過去2年間に取り組んだ活動実績があれば記載してください。

その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画がある場合はその内容を記載してください。

(注1) 上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

(注2) 対象経費に工事請負費がある場合の添付書類

- 1 新築の場合・・・建物全体の各室ごとの面積が明らかな平面図及び配置図
- 2 改修の場合・・・工事前・後の建物の各室ごとの面積が明らかな平面図及び配置図及び改修を加える箇所の工事前(後)の写真(工事後は実績報告時)
- 3 対象となる敷地が自己所有でない場合は、賃貸借契約書と登記簿謄本
- 4 対象となる建物が自己所有でない場合は、賃貸借契約書の写しと貸主の改修に対する承諾書等の写し

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業収支予算（決算）書

<収入の部>

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

<支出の部>

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
計				

様式第3号（第4条、第7条関係）

年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業支出予定（支出）額内訳書

（単位：円）

科 目	支出予定（支出）額	積 算 内 訳 （単価、人数等が分かるよう具体的に記載してください。）
報酬		
給料		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
合 計		

（注）補助金を充当しない経費には下線を引いてください。

様

職 氏名



年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金交付要綱（平成25年3月28日付第201200186991号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

(住 所)

(団体・代表者名)

印

年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金に係る消費税仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金について、鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の実績報告額（確定額）	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。